

推進体制（１）

１．事業の推進体制

（１）推進会議の設置

全県的に活動するスポーツ関係団体及びスポーツクラブ２１ひょうご地区代表者等からなる委員会を組織し、各既存活動団体の連携体制を確立し協力依頼を行うとともに、事業の円滑な実施に向けて各団体からの幅広い提案を踏まえ、地域の課題の解決と安定的な運営にむけた支援について協議していきます。

◆ 構成メンバー (例)	県下全域に事業趣旨の周知及び協力要請を図るため、スポーツ関係団体の代表者とスポーツクラブ２１ひょうご地区代表者等により構成
-----------------	---

（２）市町推進委員会の設置

各市町において設置し、管内各地域の特性等を勘案して、具体的な事業実施方針を策定するとともに、各地域スポーツクラブにおける指導者の確保、施設利用の方針等を審議します。

◆ 構成メンバー (例)	市町長、青少年育成団体をはじめとする市町域内の既存活動組織の代表者及びスポーツ活動に関する専門家として体育協会、体育指導委員等幅広い分野により構成
-----------------	---